

宇治市 景観計画

はじめに

第1章 基本理念と行動指針	1
1-1 基本理念と行動指針	1
1-2 市民への啓発	2
1-3 景観形成の実現に向けて	3
1-3-1 住民主体の景観づくり	3
1-3-2 行政による景観形成	3
第2章 良好な景観の形成	5
2-1 景観形成における基本方針	5
2-1-1 景観法導入にあたっての基本的な考え方	5
2-1-2 景観の類型化	7
2-1-3 類型別基本方針	8
2-1-4 景観計画等により景観形成を図る地区の候補	19
第3章 景観計画の区域	21
3-1 景観計画区域	21
3-2 景観計画重点区域	23
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限	27
4-1 景観計画による行為の制限	27
4-1-1 景観計画区域における行為の制限	28
4-1-2 景観計画重点区域における行為の制限	42
4-2 その他の法令・条例に基づく行為の制限	72
4-2-1 風致地区・特別風致地区における行為の制限	72
4-2-2 近郊緑地保全区域における行為の制限	72
第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定	73
5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方	73
5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方	74

第6章 屋外広告物に関する行為の制限	75
6-1 表示・掲出に関する基本的な事項	75
6-2 景観計画による行為の制限	76
6-2-1 景観計画区域における行為の制限	76
6-2-2 景観計画重点区域における行為の制限	90
第7章 景観重要公共施設の整備	121